「第3次兵庫県男女共同参画計画(仮称)」素案構成(目次)

第1部 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨(これまでの経過、現況、計画策定の目的(要点)) ・・・・・・	1
2 計画の位置づけ (関係法令等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画の期間	1
4 めざす社会(計画の基本理念) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 重点的に取り組む課題(現状の課題を項目別に整理)	3
6 計画の策定方針等(課題を踏まえた計画の目指すべき方向) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7 計画の5つの重点目標と13の推進項目 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
第2部 施策の推進方向と具体的内容	
重点目標1 すべての女性の活躍	
推進項目1 あらゆる分野への女性の参画拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
推進項目2 女性の能力発揮促進のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
推進項目3 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大・	11
重点目標2 仕事と生活の両立支援	
推進項目4 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進・	13
推進項目5 ワーク・ライフ・バランスの推進	15
重点目標3 互いに支え合う家庭と地域	
推進項目6 地域ぐるみの家庭支援体制の充実	17
推進項目7 地域における男女共同参画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・	19
推進項目8 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進・・・・・・・・	21
重点目標4 安心して生活できる環境の整備	
推進項目9 生涯にわたる男女の健康対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
推進項目 10 暴力根絶と生活のセーフティネット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
推進項目 11 多様な人々が安心して生活できる環境の整備・・・・・・・	27
重点目標 5 次世代への継承	
推進項目 12 若者の就労と出会いの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
推進項目 13 多様な選択を可能にする教育・学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
計画の推進 ····································	33

第1部 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」の施行を踏まえ、県における男女共同参画社会の形成に係る総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 13 年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」(計画期間:平成 13 年度~平成 22 年度)を、平成 18 年に同プランの後期実施計画(計画期間:平成 18 年度~平成 22 年度)を策定し、さらに、平成 23 年には、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」(計画期間:平成 23 年度~平成 27 年度)を策定しました。また、平成 14 年には、県民、地域団体・NPO、企業、行政等の参画と協働により取り組む、男女共同参画に関する基本的な事項を定める「男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。

これらの計画や条例等に基づき、男女が社会の対等な構成員として、ともにいきいきと生活できる社会の実現を目指し、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を中心にさまざまな取組を進めてきた結果、成果は着実に現れつつあります。しかし、少子高齢化による人口減少社会の本格化、これに伴う社会情勢の変化、多発する自然災害への対策、さらには人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、さらなる取組を展開していくことが必要です。

特に、社会の多くの場面ではいまだに男性優位の状況となっており、多様な視点や価値観、創意 工夫をもたらす女性の活躍が求められています。平成 27 年8月には「女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)」が成立するなど、社会全体で女性活躍の動きが 拡大しており、男女共同参画社会の実現に向け、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠です。

また、県では、将来にわたり活力ある地域社会を構築していくため、平成27年9月、「兵庫県地域創生戦略」を策定しました。男女共同参画社会の形成は、この地域創生により目指すべき社会の基礎を成すものであることからも、その実現に向け取り組んでいく必要があります。

このため、県民の方々への意識調査や意見募集等を実施したうえで、今後予測される社会情勢の変化や、県の男女共同参画に関する現状等を踏まえて計画内容を見直し、「第3次兵庫県男女共同参画計画(仮称)」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条に基づき都道府県が策定する「都道府県男女共同参画計画」です。
- (2) 平成23年に策定した「新ひょうご男女共同参画プラン21」の後継計画と位置づけます。
- (3) 兵庫県男女共同参画社会づくり条例第9条に基づき、県における男女共同参画社会づくりの基本的な指針となるものです。
- (4) 「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、女性の活躍に向けた必要な事項を盛り込み、同法第6条に基づき都道府県が策定すべき「都道府県推進計画」と位置づけます。

3 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。

4 めざす社会

男女がともに人生のどの時期においても、いきいきと生活できる次のような社会=男女共同 参画社会をめざします。

(1) 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会

男女共同参画社会づくりに向けて、男女の人権が尊重され、性別による偏見や差別等の不合理な取り扱いを受けることなく、それぞれの意思や価値観に基づき、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されるよう取り組みます。

一人ひとりが家庭や地域、職場における責任を担い、あらゆる分野の活動や意思決定の場に参画していけるよう、誰もが活躍できる機会を広げることが重要であり、そのことが社会の活性化につながるものと期待されます。

誰もが人生のどの時期においても、自らの意思によって生き方・働き方を柔軟に選択し、いきいきと生活できる社会を目指します。

(2) 男女が互いに支え合える社会

阪神・淡路大震災を通して、私たちは家族のきずなを見つめ直し、人と人との助け合いの大切さと、 人々の自発的かつ自律的な活動が、社会を支え発展させていく原動力となることを学びました。また、東 日本大震災をはじめ、近年多発する自然災害からも、改めて人と人とのきずな、助け合い支え合うことの 大切さを認識したところです。

この貴重な経験と教訓を生かし、一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、自発的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、人と人、家族や地域社会とのきずなを深め、互いに支え合って生きることのできる社会を目指します。

(3) 誰もが健やかに安心して暮らせる社会

すべての人が個人として尊重され、あらゆる形態の暴力等の人権侵害を受けることなく、生涯を通じて 健やかに過ごせることが、男女共同参画社会の実現には不可欠です。

配偶者等からの暴力をはじめ、女性や子ども、高齢者への暴力被害相談が年々増加し、深刻化している中、迅速かつきめ細かな支援と暴力の防止に向けた取組により、あらゆる暴力の根絶に努めます。

また、家族形態の多様化や小規模化が進行しており、孤立や貧困等生活上の困難に陥らないよう、 社会全体で支えるセーフティネットを整備するとともに、高齢者や障害のある人、外国人、性別に起因す る困難のある人々等を含め、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

5 重点的に取り組む課題

(1) すべての女性が活躍できる環境の整備

本格的な人口減少社会の到来を迎え、活力ある社会を維持していくには、多様な視点や価値観、創意工夫をもたらす女性の活躍がこれまで以上に必要です。職業生活はもとより、専業主婦として家事や育児等の家庭生活などに専念するという選択も含め、一人ひとりの生き方を尊重するとともに、すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できるよう、職場や家庭、地域等あらゆる場面において女性の活躍を推進していく必要があります。

しかし、多くの場面で女性の参画は十分でなく、平成 15 年に政府が「社会のあらゆる分野において、 2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を 掲げ取組を進めているものの、国際的に見ても低い水準です。

県でも、指導的地位に占める女性割合は着実に上昇していますが、依然として低い水準に止まって おり、平成26年に実施した県民モニター調査では、多くの人が、社会の多くの場面で「男性優位」である と認識しています。

働く場面においては、女性の就業率は44.2%と依然低く、子育で期にあたる30歳代で就業率が一旦落ち込む、いわゆる「M字カーブ」については、仕事と生活の両立ができずに就業継続を諦める女性も多く、働きたいという希望と実態の間に乖離が生じている状況です。また、非正規雇用労働者は、女性雇用者の半数以上を占め、依然として、正規雇用労働者との格差が男女間格差をもたらし、貧困に陥る一因になっています。「女性活躍推進法」を踏まえながら、女性がその希望に基づき、結婚、出産しても継続就業できる、あるいは一度離職しても再就職し、十分に能力を発揮できる雇用環境を整備する取組が必要です。

(2) 仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)の実現

我が国では、長時間労働が可能であることなどを前提とした、いわゆる男性中心型労働慣行が依然根付いており、女性が十分に活躍できない一因と考えられています。長時間労働の削減や効率的な働き方を推進し、男女がともに働き方を含めた暮らし方について意識を見直すことにより、「仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)」を実現することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、女性の活躍を推進する上で重要であるとともに、男性にとっても重要です。長時間労働は過労死の要因と考えられていますが、過労死の大部分を男性が占めています。また、自殺者数の約7割は男性ですが、40歳代及び50歳代のいわゆる「働き盛り」の世代の自殺が多いことは我が国の大きな特徴とされており、その原因として過労等の関わりも指摘されています。長時間労働の削減は男性の心身の健康保持に寄与するとともに、男性が家事や育児、介護、地域活動等へ参画し、多様な経験を通じ新たな価値観を獲得することにより、男性自身の生活を豊かにします。男性の家事・育児への理解・参画は近年進みつつありますが、依然十分ではありません。また、急速な高齢化により、介護は誰にとっても身近な問題になっています。ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、男女が共に責任を分かち合いながら仕事・家事・育児・介護・地域活動の場で活躍できる、男女が共に生活しやすい社会の実現を目指すことが必要です。

(3) 家庭や地域における「きずな」の強化

阪神・淡路大震災を通して、私たちは、人と人、家族と地域社会とのきずなを深め、互いに支え合って 生きることの大切さを学びました。

こうした中、県内の一世帯当たりの平均人数は、単身世帯やひとり親世帯の増加に加え、三世代同居の減少等により、3.0 人(H2)から 2.4 人(H22)に減少しています。家族の形態は小規模化・多様化する傾向にあり、家族のみで育児や介護等を行うことが困難になりつつあることから、これを支える地域社会の役割は一層重要になっています。

地域活動をしている人の割合は男女で大きな差が見られないのに対し、自治会長やPTA会長の女性割合は低く、職を退いた男性が多くを占めています。人口減少下にあって、各地域が活力を持って自立し、そこで暮らす誰もが将来への希望を持ちいきいきと生活するためには、男女共同参画の視点を取り入れることが不可欠です。地域活動への若い男性の参画とともに、リーダーとして女性が参画することにより、その活性化を図る必要があります。

阪神・淡路大震災からの「創造的復興」の取組では、女性の視点を生かした活動が大切な役割を果たしてきました。近年、東日本大震災をはじめ風水害等自然災害が多発していることからも、防災・減災対策に加えこれまでに培った知見を活かし、災害時に脆弱な立場となりかねない女性の視点に立った防災のまちづくりや、防災・復興の担い手となる女性リーダーの育成等、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を推進することが必要です。

(4) 安心して生活できる社会づくりの推進

誰もが生涯を通じて健やかに過ごせるよう、男女ともに、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努める必要があります。特に女性は、妊娠・出産をはじめとした女性特有の健康上の問題に直面します。妊娠・出産期における一貫した母子保健サービスを確立するとともに、女性特有の子宮がん・乳がん検診の受診率向上を図るなど、女性の健康づくりが必要です。

また、平成 26 年度における配偶者等からの暴力 (DV) に関する相談件数、児童虐待の相談件数や 高齢者虐待に関する相談・通報件数は、それぞれ統計を取り始めてから最も多い件数となりました。相 談体制の整備もあいまって、なお増加の傾向にあります。暴力は重大な人権侵害であり、被害者の救済 とともにあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりが喫緊の課題です。

さらに、高齢化の進行、障害のある人の社会参加、来県する外国人の増加等、地域のユニバーサル化・多文化共生が進展しつつあります。様々な変化と課題に的確に対応しながら、21世紀の成熟社会にふさわしい、真に豊かな社会を構築するためには、年齢、障害の有無、国籍、性同一性障害等を含む性別の問題等に関わりなく、誰もが安心して生活し、元気に活動できる社会づくりの推進が必要です。

(5) 次代を担う子どもや若者の育成

男女共同参画社会の充実を図りつつ次世代へ継承していくためには、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、それぞれの個性と能力を発揮しながら、いきいきと生活できる社会を構築する必要があります。そのためには、子どもたちへの人権の尊重や男女平等を含めた男女共同参画の教育・学習を推進し、将来を見通しながら自己形成ができるよう取組を進めることが重要です。

加えて、若者が厳しい経済環境のなか、就職・結婚・出産等、男女が互いに支え合い、家族や地域のきずなに希望を持って将来の生活設計が描けるよう、就労支援やさまざまな出会いの支援等、社会全体で若者を応援する取組が必要です。

6 計画の策定方針

本計画は、第2次計画である「新ひょうご男女共同参画プラン 21」との継続性を維持しながら、目指すべき社会及び重点的に取組むべき課題を踏まえ、以下の方針に基づき策定します。

また、策定にあたっては、「男女共同参画社会」の実現は地域創生の取組の基礎を成すものと位置づけます。

(1) すべての女性の活躍

- ア すべての女性が自らの意思によって生き方を選択し、職場や家庭、地域等女性のライフステージに おけるあらゆる場面においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成を図ると ともに、あらゆる場面における女性の参画の拡大を推進します。
- イ 働く場面において、女性が育児・介護等と両立しながら幅広い職種で活躍するため、「女性活躍推進 法」の趣旨を踏まえ、企業等が女性の活躍に向けた取組を円滑かつ効果的に実施できるよう支援を 行うとともに、必要な環境の整備等に取り組みます。

(2) 仕事と生活の両立支援

- ア 女性の活躍を推進し、また、男性自身の仕事を含めた生活の充実を図るため、長時間労働の抑制 等働き方の見直しを図るとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を推進し、男女ともに男女共同 参画の意義に関する理解を促進します。
- イ 男女がともに仕事と生活の充実を図るため、在宅ワーク・起業・再就業等、ライフスタイルに合わせた 多様な働き方を推進するとともに、企業等がこれを支援することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現 を推進します。

(3) 互いに支え合う家庭と地域

子育でや介護等の家庭における課題を地域ぐるみで支援する体制を整備するとともに、男女共同参画の視点から防災活動を含めた地域活動を活性化するなど、男女が互いに支え合う家庭や地域づくりを推進します。

(4) 安心して生活できる環境の整備

生涯にわたる健康対策やあらゆる暴力の根絶、セーフティネットを整備するとともに、多文化共生を推進し誰もが安心して生活できる環境の整備を推進します。

(5) 次世代への継承

次世代を担う子どもや若者が互いに支え合い、個性と能力を発揮し家族や社会の一員としての責任を果たし、希望をもって生活できるよう、男女共同参画の視点に立った教育の推進や就労・出会い等の支援を行い、子どもや若者を応援する社会を形成します。

7 計画の5つの重点目標と13の推進項目

重点目標	推進項目	主な取組内容等
1 すべての女性の 活躍	① あらゆる分野への女性の参画拡大	
	② 女性の能力発揮促進のための 環境整備	◇ 女性の就業に対する支援◇ 多様な働き方に対する支援◇ 女性の起業・経営に対する支援
	③ 農林水産業や商工業等自営業 における女性の参画拡大	◇ 女性の活躍支援◇ 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
2 仕事と生活の 両立支援	④ 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進	◇ 男女共同参画の意義に関する理解促進◇ 男性の育児・介護、地域活動への参画促進
	⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	◇ 仕事と生活を両立できる職場環境づくり◇ 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり
3 互いに支え合う 家庭と地域	⑥ 地域ぐるみの家庭支援体制の充実	◇ 地域で家庭を支える体制づくり◇ 子育て支援の充実◇ 介護支援の充実
	⑦ 地域における男女共同参画の推進	◇ 男女共同参画に向けた学習と啓発◇ 地域における男女共同参画推進に向けた環境整備◇ 男女共同参画による地域活動の活性化
	⑧ 男女共同参画の視点に立った 防災体制の推進	◇ 防災・災害復興への取組の促進◇ 女性の防災リーダーの育成
4 安心して生活できる環境の整備	⑨ 生涯にわたる男女の健康対策	◇ 妊娠・出産期等における母子保健の支援◇ 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援◇ 健康被害への対策の推進
	⑩ 暴力根絶と生活のセーフティネット	◇ DV対策の推進◇ 児童虐待・認知症等高齢者虐待防止対策等の推進◇ 貧困等支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの整備
	① 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	◇ 高齢者、障害者、外国人等が安心して生活できる環境の整備◇ 性別に起因する困難のある人々への支援
5 次世代への継承	⑩ 若者の就労と出会いの支援	◇ 若者の就労と自立支援◇ 若者の出会い、交流と仲間づくりの支援◇ ひきこもり等の問題を抱える若者への支援
	③ 多様な選択を可能にする教育・学習	◇ 男女共同参画の視点に立った教育の推進◇ 多様な選択を可能にする進路指導の推進

第2部施策の推進方向と具体的内容

重点目標1 すべての女性の活躍

推進項目 1 あらゆる分野への女性の参画拡大

<推進方向>

すべての女性が、自らの意思によって、生き方や働き方を柔軟に選択し、職場や家庭、地域において、 その個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成や環境整備等を図るとともに、政策・方 針決定過程をはじめとするあらゆる場面における女性の参画を推進します。

く現状・課題>

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が対等な構成員として、ともに責任を担い、あらゆる分野の活動や意思決定の場に参画していくことが必要ですが、平成26年に実施した県民モニター調査では、「社会全体でみた男女の地位」に関して、「慣習・しきたり」「職場」「政治」は男女とも8割程度が「男性優位」と回答しており、多くの人が、生活のほとんどの場面で「男性優位」であると認識しています。

国においては、平成 15 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」という目標を掲げ、さらに、平成 24 年 12 月には、「女性の活躍」を最重要課題と位置づけ、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)について様々な取組を進めていますが、女性の参画は十分果たされておらず、国際的にみても低い水準に止まっています。

県でも、従来から、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、審議会等委員や管理職等、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組むとともに、企業や各種機関・団体に対して広く呼びかけるなどの取組を進めてきました。この結果、各分野の指導的地位に占める女性割合は、着実に上昇しているものの、県審議会等委員を除くと30%に達しておらず、依然として低い水準に止まっています。

また国は、平成26年10月に、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く 政策パッケージ」を公表しました。また、平成27年9月には、働く場面における女性の活躍を推進するため、「女性活躍推進法」が施行されています。

こうした状況を受け、女性活躍に向けた気運が高まりつつありますが、あらゆる分野への女性の参画を さらに拡大するためには、制度の整備や施策の実施とあわせて、社会全体の意識醸成を推進するととも に、指導的地位の多くを占める男性が、女性活躍を推進し、男女共同参画に理解を示していくことが必要です。

さらに、女性のネットワークを広げるとともに、優れた女性のロールモデル等の情報発信、セミナーや研修等による学習の機会を広げるなど、女性がキャリア形成や自己研鑽できるよう幅広く支援する必要があります。

<主な取組>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) すべての女性に対する総合的支援

- □ 女性の価値観や生き方、選択等を尊重し、女性の活躍を促進するため、社会全体の意識醸成等を 行います。
- 女性が抱えるさまざまな悩みや問題に対し、女性問題カウンセラーが情報提供を含め幅広い視点から相談対応します。
- 新たな分野等での活躍をめざす女性を支援するため、学習機会の提供や相談、情報提供等を行います。
- 女性が家庭と仕事を両立し活躍する事例等のロールモデルを紹介するなどの情報提供を行います。
- □ 女性が自ら将来の姿を描けるよう、キャリアプランニングに関するフォーラム・講座を開催します。

(2) 方針決定過程への女性の参画拡大

- 方針決定過程への女性の参画を進めるため、各種機関・団体等への働きかけ・情報提供等を行います。
- 企業や各種機関・団体に対して積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に向けた相談・助言を行います。
- 地域活動団体において女性の方針決定への積極的な参画と女性リーダーを育成のため、働きかけを行うとともに、養成講座等を開催します。

(3) 女性のネットワークづくり

- さまざまな分野で活躍する女性たちのネットワークづくりや、交流会・学習会等の活動を支援します。
- 女性の活躍に取り組むグループの活動や交流を支援します。
- 働く女性のスキルアップやネットワークづくりに取り組むため、兵庫県経営者協会女性産業人懇話会、連合兵庫女性委員会等と県の連携を強化します。

推進項目2 女性の能力発揮促進のための環境整備

<推進方向>

女性が自己の希望に基づき幅広く活躍できるよう、結婚・出産しても就業を継続できる、又は一度離職しても再就職や起業等ができる環境整備を進めるなど、多様かつ柔軟な働き方を推進します。

く現状・課題>

県の女性の就業率は、平成22年で44.2%(全国平均47.1%、全国44位)で、5年前(42.9%)より1.3 ポイント上昇していますが、依然として全国的にみて低い水準にあります。また、結婚・出産期に就業率が一旦落ち込む「M 字カーブ」問題ですが、育児休業を取得する女性は増えているものの、約6割の女性が第1子出産後に離職しています。出産後は一定期間、子育てに専念するという選択をする一方で、子育て中などであっても就業を希望している女性は約300万人に上っており(H26国調査)、働きたいという希望と実態の間に乖離が生じています。女性がその希望に応じ、出産後も就業を継続できるような環境整備を進めるとともに、家庭と仕事を両立するために、再就職をはじめ、起業、在宅ワーク等、様々な働き方を推進することが必要です。

また、雇用形態をみると、非正規労働者のうち女性が約7割を占め、一方、正規労働者のうち女性は約3割にとどまっています(H24 国調査)。また、女性の所定内給与額は5年連続して増加していますが男性の約4分の3にとどまっており(H26 国調査)、縮小の傾向にあるものの、依然として男女間の賃金格差があります。パートタイム労働などの非正規雇用は、柔軟な就業形態により、育児・介護等との両立を図りながら働くというニーズに応える面がある一方で、賃金等の問題により、女性の自立を困難にしている一面もあります。どのような形態の働き方を選んでも、安心して働くことができるような環境の整備が求められています。

また、県では、平成27年7月に、様々な分野で活躍する女性や行政、経済・労働団体等で構成される「ひょうご女性の活躍推進会議」を設置しましたが、9月には「女性活躍推進法」が施行され、女性の採用・登用・能力開発等のための行動計画の策定が事業主に義務づけられました。今後、同会議を中心に、社会全体の気運醸成・企業等における意識改革や女性登用が進むよう、様々な取組を展開する必要があります。

女性の職業領域は徐々に広がり、幅広い職種に進出する女性が増えていますが、キャリア形成や、家庭生活との両立などの悩みを抱えている女性は少なくありません。そのため、情報交換などの場の創出や、セミナー、キャリアカウンセリング、研修等を実施するとともに、在宅ワーク等の多様な働き方の希望に対応するため、雇用・就業環境を整備する必要があります。特に、女性の起業家や経営者については、その活動を支援するとともに、優れたロールモデルとして積極的に情報発信することにより、女性が将来のキャリアプランを描きつつ就業を継続できるよう支援します。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) 女性の就業に対する支援

- □ 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の趣旨や内容についての理解を広め、意識啓発を図るためのシンポジウム等を実施します。
- □ 女性の活躍を積極的に推進する企業を表彰し、広く周知することにより社会全体の意識醸成を図ります。
- □ 企業等における女性活躍に向けた取組促進のため、個別相談に応じるとともに、研修講師等を派遣 します。
- □ 女性活躍推進法に基づき、県が地域企業の模範となる事業主行動計画を策定し、中小を含む企業の計画策定を促進します。
- 女性の再就職や就業の継続、起業、在宅ワーク、地域活動等へのチャレンジに関する相談を実施します。
- ハローワークとの連携により、女性のための職業相談、職業紹介事業を実施します。
- 女性の職場復帰やキャリア形成、子育てと仕事の両立等に関する各種セミナーを開催します。
- 男女共同参画の取組を進めるため、企業等に男女共同参画推進員を設置します。
- □ 育児、介護等により離職した者の再就職を支援するため、必要な知識・スキル等の修得、企業訪問 や就業体験等を行います。また、当該離職者の雇用者に対し助成を行います。
- □ 再就職に必要な知識やスキルを得るなどの教育訓練を実施した者に対し、助成を行います。
- 女性の能力が十分に発揮できるよう、企業等における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の普及に努めるとともに、先進的な取組についての情報提供を行います。

(2) 多様な働き方に対する支援

- パートタイム労働者等の適正な雇用管理について、事業者等に対する啓発を行います。
- 在宅ワーク等の就業者や就業希望者に対して研修を実施します。
- □ 県自らが子育てと仕事を両立しやすい職場となるよう、在宅勤務の取組を推進します。

(3) 女性の起業・経営に対する支援

- □ 起業を目指す女性向けのセミナーを開催するとともに、起業時の助成を行います。
- コミュニティビジネスに関する相談や情報提供を行うとともに、経費助成等の支援を行います。

推進項目3 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大

<推進方向>

女性が重要な担い手となっている農林水産業や商工業等の自営業の分野において、女性が働きや すい環境づくりを進めるとともに、女性の参画やリーダーの育成を推進します。

<現状・課題>

農業就業人口の約半数を女性が占めるなど、女性は重要な農業生産の担い手であるとともに、加工品の生産販売や地域の諸行事への参画など、農業の6次産業化や地域の活性化にも貢献しています。 農業就業人口の減少が進む中にあって、女性の役割は一層重要なものとなっていますが、固定的な性別役割分担意識は農村でも根強く、方針決定への参画は依然少ない状況であることから、女性の経営参画やリーダーの育成を進めていくことが必要です。

農業委員や農業協同組合等の農林水産業関係団体や、商工会等の事業者団体における方針決定 過程への女性の参画を促進するためには、役員等への女性登用を推進するとともに、男女の意識改革 や女性の経営能力・技術の向上等を図る必要があります。

また、農林水産業や商工業等の自営業者は家族経営が多く、労働時間や休日等が不明確になりが ちであることから、就業条件の整備や女性の経営上の位置づけを明確化し、女性が働きやすい環境づく りと男女のパートナーシップを確立することが求められています。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) 女性の活躍支援

- 農林水産業や商工業等自営業において、女性の経営への参画や起業活動を支援します。
- □ 農業改良普及センターにおいて新たな6次産業実践者を育成するとともに、商品開発や販路開拓、 販売方法のあり方など、発展段階に応じたきめ細かな支援を行います。
- 農業委員会や農林水産業関係団体、商工会等の事業者団体の役員への女性登用について、関係 団体とともに地域等の取組を支援します。
- 農山漁村に暮らす人たちが、固定的な男女の役割分担意識等にとらわれず、あらゆる活動に参画できるよう啓発や研修等を実施します。
- 女性リーダーを育成するため、経営能力や技術向上を図るための研修等を実施します。

(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- 農林水産業を行う家族間の役割分担や就業条件を明確にした「家族経営協定」の締結を推進します。
- 商工業等の自営業において、家族従事者として働く女性の経営参画や就業条件の整備等について の啓発を行います。

重点目標 2 仕事と生活の両立支援

推進項目4 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進

<推進方向>

男性の男女共同参画への理解を深めることにより、長時間労働を見直し、男性の家事や育児、介護等の家庭活動や地域活動の積極的な参画を促進します。

<現状・課題>

男女共同参画社会は、男性にとっても生活しやすい社会であるということについて理解を深め、その 実現に向け男性も取り組むことが重要です。

女性の活躍の阻害要因の一つとして、我が国で高度経済成長期を通じて形成された、男性正社員を 前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする、いわゆる「男性中心型 労働慣行」が根付いていることが挙げられます。また、「夫婦の役割分担意識」に関し、平成 26 年に実施 した県民モニター調査では、「生活費の確保」は「主に夫の役割」、「家事」「家計管理」は「主に妻の役割」 との意見がそれぞれ半数を超えており、依然として「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担 意識がみられます。

我が国は他の先進国と比較して年間総労働時間が長い一方、一人当たりの労働生産性が低いことが 課題となっています。高度経済成長期は長時間労働により生産量を高めてきましたが、今後の労働力の 減少等を考慮すると、効率的に就業できるよう、働き方を抜本的に見直す必要があります。また、長時間 労働は、男性の家庭生活や地域活動への参画を困難にしており、その結果、女性の家庭生活等への負 担が増大し、女性が十分に参画できない一因となっていると考えられます。

男性が大部分を占める過労死は、長時間労働が密接に関わっているものと考えられています。また、 男性が7割を占める自殺についても、40歳代及び50歳代のいわゆる「働き盛り」の世代の自殺が多いことは我が国の大きな特徴とされており、その原因として働き方の問題が関与しているとの指摘もあります。

男性が働き方を見直し、家事や育児、介護、地域活動等へ参画し、新たな価値観を獲得することにより、男性自身の生活を豊かにします。男性自身が固定的な役割分担意識にとらわれず、仕事と生活の両立を図るために意識の見直しが必要であり、そのための気運の醸成や企業等における環境の整備等を推進する必要があります。

また、高齢化の進展により、これまで職場優先の組織風土で働いてきた男性が、定年退職後に生きがいを持って暮らし、地域等への円滑な参画を支援することが必要です。こうした視点からも、とりわけ、高齢男性の日常生活自立のため、家事能力の獲得・向上を支援する必要があります。

<主な取組> (■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) 男女共同参画の意義に関する理解促進

- 男性にとっての男女共同参画の意義と、家庭生活や地域社会への参加・参画を重視した普及啓発を行います。
- 男性のための相談体制等を充実するとともに、男女間における暴力防止の啓発や自殺予防に関する普及啓発を行います。
- 長時間労働の抑制等働き方の見直しを図り、家庭・地域生活と職業生活との両立に向けた取組を支援します。

(2) 男性の育児・介護、地域活動への参画促進

- □ 男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促進する講座を職域単位で開催します。
- □ 男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を推進するため、男性の働き方や家事、育児等に係る意識啓発を進める全県フォーラムを開催します。
- 男性の生活・自活能力を高め、健康的な食生活を実現するため、食育に関する情報提供を進めます。
- □ 県が率先してそのモデルを示すよう、「男女共同参画兵庫県率先行動計画 ひょうごアクション8 」に基づき、男性職員の育児休業、配偶者の出産補助休暇、男性の育児参加休暇の取得を推進します。

推進項目5 ワーク・ライフ・バランスの推進

<推進方向>

男女がともに多様な生き方・働き方を選択できるよう、職場環境等の整備を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

<mark><現状・課題></mark>

近年我が国においては、育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正に伴う制度の整備、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等の策定により、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組が進みつつあります。さらに平成 27 年9月に施行された「女性活躍推進法」でも、「必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること」を基本原則としており、男女がともに暮らしやすい、持続可能な社会の実現に向け、積極的な推進が図られています。

県では、平成11年6月、全国に先駆けて、連合兵庫、県経営者協会と「兵庫県雇用対策三者会議」を設置、平成18年3月には「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意」を締結、さらに平成21年6月には活動の拠点となる「ひょうご仕事と生活センター」を開設し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け先進的に取り組んできました。

その結果、企業におけるワーク・ライフ・バランスの実践は浸透しつつありますが、平成23年に兵庫県 勤労福祉協会が実施した調査では、「仕事と生活のバランスの取組が推進されている」と回答した事業 所は27.4%に止まり、取組が十分に進んでいるとはいえない状況です。一方、同調査では、勤労者の 「仕事と生活のバランスの希望と現状の認識」について、78.5%の人が「仕事と生活のバランスをとりたい」 と希望していますが、「仕事と生活のバランスがとれている」と認識している人は43.5%にとどまり、「仕事 優先」と認識している人が42.8%となっています。ワーク・ライフ・バランスへの関心、重要性の認識は高 まっているものの、そのための環境整備が不十分であり、希望どおりの生活となっていない現状です。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、子育てや介護など、人生において直面する様々な問題に対応する、多様で柔軟な働き方を実現する必要があります。近年、女性の育児休業取得率が上昇するなどの成果がみられる一方で、出産を機に退職する者の割合は減少していません。また、男性の育児休業取得率も上昇傾向にあるものの、依然低い水準にとどまっています。さらに今後、一層の高齢化の進行が見込まれ、年々要介護者が増加する状況にあり、介護は誰もが直面しうる問題となります。介護による離職者は全国で年間約10万人に上る一方、事業所において、介護の問題を抱えている従業員を把握している、また、仕事と介護の両立支援に関する職場環境の整備に取り組んでいる事業所は全国で5割程度となっており、男女がともに子育で・介護をしながら働き続けることができる環境整備が必要です。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) 仕事と生活を両立できる職場環境づくり

- □ 企業へのワーク・ライフ・バランスに向けた普及啓発やワンストップ相談、相談員派遣などの取組を進めます。
- □ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等を拡大し、その取組を支援するため、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言制度」「ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定制度」「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰制度」を推進します。
- 企業や労働者に対して、育児・介護休業制度の普及啓発に努めるとともに、職場環境の整備や、出産・育児等による離職者を再雇用した企業への支援、中小企業における育児休業取得者の代替要員確保を支援します。
- 育児・介護等に関する各種サービスの相談・情報提供や、仕事と育児・介護の両立に役立つセミナー等を実施します。

(2) 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり

- 子育てと仕事の両立等に取り組む事業所との間の「子育て応援協定」締結、また、男女共同参画社会の職場づくりに積極的に取り組む事業所との間の「男女共同参画社会づくり協定」の締結を推進します。
- 経済団体や職域団体と協働し、子育てと仕事の両立に向けたセミナー開催や情報交換会等の取組を進めます。

重点目標3 互いに支え合う家庭と地域

推進項目6 地域ぐるみの家庭支援体制の充実

<推進方向>

誰もが自立した暮らしを送れるよう、男女がともに日常生活能力を高めるとともに、互いに支え合う家庭や地域づくりを支援します。

<現状・課題>

家族形態の多様化・小規模化やひとり親の増加等により、1世帯あたりの人員は 2.44 人に減少しており、全世帯の 30.2%が単身世帯となっています(H22)。これにより、かつての親子三世代による家事や育児、介護等の分担が難しい状況にあります。

15 歳以下の子どものいる世帯の三世代同居率は、香美町では 62.4%、芦屋市では 5.8%と地域によって差があります(H22 国調査)。ひとり暮らしの高齢者は増加しており、平成 22 年で約 239 千人、5年前から 45 千人増加し、高齢者人口のうち2割近くが高齢者のひとり暮らし世帯となっています。県の調査では、「安全・安心なまちづくりに必要なこと」として、「近隣住民との付き合い緊密化」を挙げる回答が最も多くなっています。ひとり親を含む子育て世帯、単身者を含む高齢者のみの世帯等が孤立することなくいきいきと生活するためには、多世代が交じり合い、ともに支えあう地域を形成していくことが重要です。

子育てに関しては、子ども・子育て支援新制度の実施により、地域における保育サービスの充実とともに、利用しやすい運営体制が必要です。県の調査では、「子育てのために充実してほしい支援策」として、「出産費用や医療費等の軽減・助成」に次いで「保育所の増設・充実」を望む回答が多くなっており(H26県調査)、保育所や認定こども園の整備をはじめとした、子育て支援を充実する必要があります。

さらに、要介護者の割合は年々高まり、介護は誰もが直面しうる問題となっています。介護している者のうち約5割が60歳以上といった問題に加え、全国で年間10万人近くが介護を理由に離職し、その8割が女性であるなどの状況(H24国調査)から、今後の高齢化の進展を踏まえ、地域において高齢者を支える体制の整備とともに、介護サービスの充実を図る必要があります。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) 地域で家庭を支える体制づくり

- 男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を推進するため、男性の働き方や家事、育児等に係る意識啓発を進める全県フォーラムを開催します。
- 多くの親子、家族が参加できる伝統行事等を住民主体で企画し、行事のいわれを学ぶとともに、家族一緒に行事を体験できる取組を支援します。
- 県内の地域団体・NPOや企業等、多様な団体から構成される「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」を中心に、家族のきずなを深め、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」を推進します。
- □ 地域女性団体ネットワーク会議が中心となって、市町ごとにネットワークを組織し、子育て家庭を応援 する取組を推進します。

- 子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての相談や情報交換の場として、「まちの子育てひろば」の充実に取組ます。
- □ 県営住宅を活用した近居・隣居の促進など、多世代の支え合いによる子育てを推進します。
- □ 特に三世代同居率が低い都市部において、地域の高齢者が子育て家庭を支援する仕組みを構築 し高齢者の経験や地域を子育て支援に生かすことにより、世代の育児の負担軽減を図るとともに、地 域の結びつきを強化します。
- 地域団体・NPO等による子育て支援の活動を推進します。

(2) 子育て支援の充実

- 子育ての不安や悩み軽減や、虐待リスクなどへのきめ細かな対応を図るため、市町とともに身近な児 竜相談体制を強化します。
- ★ 待機児童ゼロを目指し、保育所や認定こども園の計画的な整備を進めます。また、待機児童の多い 3歳未満児の保育環境の充実を図ります。
- ★ 病児・病後児保育のサービスについて、自宅での保育が困難な際、子どもが病気になっても安心して預けられる体制を整備します。
- ★ 子育て(乳幼児期)に係る経済的負担の軽減を図ります。
- ★ 小学校の空き教室や児童館等を活用した放課後児童クラブの開設など、就労等により昼間保護者 が家庭にいない児童の保護・育成を図ります。

(3) 介護支援の充実

- 介護が必要になった高齢者が住み慣れた環境で暮らせるよう、地域におけるサービス基盤の充実を 図ります。
- 介護に関する総合的な相談や関係機関との連絡調整を行う地域包括支援センターの整備を促進するとともに、居宅介護サービスの充実や、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の整備を推進します。
- 県民総合相談センターに認知症相談窓口を設置して相談体制を強化するとともに、認知症の理解 促進及び地域の人的資源のネットワーク構築に関する研修を実施するなど、認知症高齢者とその家 族を支えるネットワークを構築します。
- ★ 地域、企業、行政等が一体となって、認知症の人とその家族を支援する気運を醸成し、容態の変化に応じて切れ目なく支える地域づくりを推進します。

推進項目7 地域における男女共同参画の推進

<推進方向>

県内各地域において男女がともに持てる能力を存分に発揮し活躍できる社会を実現するため、男女 共同参画の視点による地域づくりを推進します。

<現状・課題>

県では、「兵庫県地域創生戦略」に基づく新たな地域づくりを進めていくこととしています。同戦略においては、県民が将来への希望を持つことができる社会を実現し、県内の各地域で活力を生み出していくことを基本理念として掲げていますが、そのためには、男女が共に持てる能力を存分に発揮し、地域において活躍する男女共同参画社会を実現することが不可欠です。

男女ともに地域社会の一員として、職業上の責任と家族的責任、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等の多様な地域活動への参加を両立させることにより、地域社会に強いきずなが生まれ、だれもが生涯を通じてさまざまな分野で活躍することが可能となります。地域ぐるみによる取組を進めることで、それぞれの家庭が抱える子育てや介護などの不安や悩みの軽減を図り、男女がともに豊かな人間関係の中で互いに支え合う地域づくりを応援していく必要があります。

しかし、地域活動に参加したいと考える人は多いものの、参加率は低くなっています。また、地域活動は女性によって支えられてきた一面がありますが、自治会長は20人に1人が女性、PTA会長は5人が1人と少なく(H26 県調査)、これらの役職は、主として職を退いた男性が担っているといった実態があります。地域社会においては、固定的な性別役割的意識にもとづく慣行が根強く残されており、男女いずれもがあらゆる活動に参画することができるよう意識啓発を図ることが必要です。

地域活動に若い男女の参画を促すとともに、女性がリーダーとして指導的役割を果たすなど、男女共同参画の視点により地域活動を活性化することにより、地域が抱える、地域おこし、まちづくり、観光、環境分野等、幅広い問題について解決を図り、新たな発展を促すことが期待されます。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) 男女共同参画に向けた学習と啓発

- 市町の男女共同参画センターとの連携により、男女共同参画に関わる講座やセミナー等の学習機会を提供します。
- 学習活動等のリーダーとなる人材の育成、若い世代や高齢者、男性を対象とした講座等を実施します。
- 県立男女共同参画センターで、地域における実践活動リーダーを養成します。

(2) 地域における男女共同参画推進に向けた環境整備

- 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画の理解促進に向けた意識啓発を進めます。
- 地域で活躍する男女共同参画推進員の活動を支援します。

■ 県における男女共同参画の現状や取組内容等について、情報提供を行います。

(3) 男女共同参画による地域活動の活性化

- 地域活動の場づくり、地域団体の活動助成等を通じ、県民運動を推進します。
- ひょうごボランタリープラザにおいて、市町や市町社会福祉協議会等とともに県民が気軽に県民ボランタリー活動に参加できるよう取組ます。
- 地域活動に女性が積極的に参画するよう普及啓発を図るとともに、女性リーダーを育成するための 養成講座等を開催します。

推進項目8 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

<推進方向>

防災・減災の仕組みや組織づくりにおいて、女性自らが地域の担い手となって活躍できるよう、人材 育成と男女共同参画の視点に立った対策を推進します。

<現状・課題>

阪神・淡路大震災の発生から20年が経過しました。私たちは、震災の経験を通じ、家族のきずなを見つめ直し、人と人との助け合いの大切さと、人々の自発的かつ自律的な活動が、社会を支え発展させていく原動力となることを学びました。この間に発生した東日本大震災をはじめ、近年、集中豪雨による洪水や土砂災害、竜巻、火山活動による災害等、多くの自然災害が発生しています。政府で災害への対策が重点施策化される中、防災・減災に対する期待は非常に大きくなっています。

阪神・淡路大震災時には、地域女性団体など、女性たちの生活者としての視点を生かした活動が、災害からの復旧・復興に大きな役割を果たしました。県では、これらの教訓を活かし、「母と子の防災・減災ハンドブック(H23)」「親子で学ぶ防災・減災体験プログラム集(H25)」「防災・減災絵本『約束のあした』(H26)」等の書籍の発行に加え、各種セミナーを開催するなど、「防災・災害復興の分野における男女共同参画の重要性」を強く意識した活動を展開してきました。

災害時における男女のニーズの違いからくる支援等の対策については、平常時において講じておく 必要があり、男女共同参画の視点を防災・減災活動においても取り入れ、男性とともに女性がリーダーと して、地域の防災活動を率先していく必要があります。県では、消防団員の女性割合が 1.0%、防災会 議における女性委員割合が10.9%といずれも全国平均に届かず(H26 国調査)、低い水準に留まってお り、防災現場における女性の積極的な参画と、リーダーとして意思決定の場での活躍を推進する必要が あります。

女性は災害時に脆弱な立場になりかねず、避難所運営や被災者支援においては、特に男女共同参画の視点が必要です。女性の視点に立った防災のまちづくりや、防災・復興の担い手となる女性リーダーの育成等の防災・災害復興対策を推進していく必要があります。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

- (1) 防災・災害復興への取組の推進
 - 平時から、地域、家庭、職場等で防災への積極的な取組を行うよう促すとともに、県民の防災意識の 高揚を図ります。
 - 地域防災計画をはじめとした防災に関する各種対応マニュアルに、男女共同参画の視点を取り入れます。
 - □ 男女共同参画の視点を地区防災計画に反映するとともに、その地域の住民への周知を図ります。

(2) 女性の防災リーダーの育成

- 地域防災力の中核となる自主防災組織の取組を支援するとともに、女性も地域防災の担い手となるよう啓発活動を進めます。
- 女性の消防団への入団促進や、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化を図ります。
- 男女ともに防災や危機管理に関する知識・技術を身につけ、地域や企業等における防災の担い手となる防災リーダーを養成します。
- □ 災害時には、避難所運営に男性とともに女性がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう取組みます。

重点目標4 安心して生活できる環境の整備

推進項目9 生涯にわたる男女の健康対策

<推進方向>

女性の妊娠・出産期における一貫した母子保健サービスの確立をはじめ、男女ともに、人生の 各段階に応じた適切な健康の保持増進を推進します。

<現状・課題>

男女が互いに、身体的な相違やライフステージごとの心身の状況の変化について理解を深め、健康 について気遣いながら思いやりをもって助け合うことは、男女共同参画社会の基礎を成すものです。

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。人生の各段階に応じ、健康の保持増進に適切に取り組むよう留意するとともに、男性も理解を深め、これを支援することが必要です。

働く女性の増加や家族の小規模化、地域における人と人の関わりの希薄化などから、妊娠・出産期の女性が孤立したり、サービスを十分に受けられないといったことが危ぶまれるため、地域において安心・安全な出産ができる体制を確保し、育児まで総合的に支援する仕組みが必要です。また、晩婚化・晩産化により、不妊に悩む男女が増加しており、不妊・不育の相談体制を整備するとともに、不妊治療による経済的負担の軽減を図ることが必要です。さらに、妊婦や乳幼児の受動喫煙による健康被害を防止する取組が求められています。

県では、女性特有の子宮がん・乳がん検診の受診率が、全国平均を下回る低い水準となっています (子宮がん検診受診率は 20.6%(全国平均 31.1%)、乳がん検診受診率は 24.2%(全国平均 25.3%)、いずれも H25 国調査)。女性の健康づくりを支援するため、がん検診の効果的な実施方法の検討を含め、受診率向上に向けた取組が必要です。

自殺による死亡者数は減少する傾向にはありますが、全体の7割を男性が占めており、その対策が大きな課題となっています。男性が圧倒的大多数を占める過労死やうつ病を含め、働き方の問題が少なからず関わっていることが指摘されており、男女ともに長時間労働等の働き方を見直すとともに、相談体制を強化し、予防のための取組を充実するなど、誰もが心身ともに健康に暮らせるよう支援していくことが必要です。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

- (1) 妊娠・出産期等における母子保健の支援
 - ★ 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談・支援をワンストップで行える体制の整備、妊婦検診の 受診促進など、出産や子育てについての不安を解消します。
 - ★ 不妊・不育治療に係る相談のほか、経済的負担の軽減など、不妊・不育に悩む夫婦を支援する。
 - ★ 周産期医療体制の維持強化を図るとともに、産科医療機関と助産師等との連携を強化するなど、安心して妊娠・出産できる体制の整備を進めます。

- 産科医師の負担軽減及び助産師の活動の場の拡大を図るため、院内助産所及び助産師外来の整備を支援します。
- 産後うつに対する早期支援を図るため、出産、育児支援に関わる助産師・看護師等医療保健関係者の研修や、地域支援体制の構築、県健康福祉事務所による市町支援を行います。
- 性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動をとれるよう、相談体制の整備と学校保健と の連携により、発達段階に応じた適切な教育を行います。

(2) 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援

- ■「まちの保健室」において健康教育や相談体制の充実を図ります。
- うつ病の診断技術の向上と自殺予防知識・相談技術等の向上を図るため、医師や保健師等を対象とした研修を実施するとともに、うつ病等による休職者に対する職場復帰に向けたトレーニングを拡充します。
- 性差に応じたがん検診や生活習慣病の予防対策を進め、特に子宮がん・乳がんや高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の検診受診率の向上に向けた取組を一層促進します。
- 生活習慣病予防対策の一環として、健診の有用性や各地域の健診時期等についての周知を図り、 健診受診行動を促進します。
- ★ 健康への関心が薄い働き盛り世代からの健康づくりの取組を推進するため、企業と連携して従業員 やその家族の検診受診を促します。
- ★ ストレスチェック義務化を踏まえた企業等のメンタルヘルス対策を支援するとともに、こころの健康づくりに関する普及啓発や相談体制の充実を図ります。
- 男性の生活・自活能力を高め、健康的な食生活を実現するため、食育に関する情報提供を進めます。

(3) 健康被害への対策の推進

- 喫煙や過度の飲酒は、特に妊婦等に悪影響を及ぼすことから禁煙支援や受動喫煙防止対策に取り 組むとともに、薬物乱用対策の強化や健康被害に関する情報提供等を進めます。
- HIV/エイズ、性感染症は、特に女性にとって母子感染や不妊症の原因になるおそれがあることから、正しい知識や認識の普及啓発を図ります。
- 心の健康を保持するため、相談体制の充実を図るとともに、自殺予防に関する講座や啓発パンフレットを活用した広報等を推進します。

推進項目 10 暴力根絶と生活のセーフティネット

<推進方向>

配偶者等からの暴力(DV)、児童虐待、高齢者虐待等、重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶に向け、暴力の防止や被害者の保護等を推進するとともに、非正規雇用労働者やひとり親等、貧困等生活上の困難に陥りやすい家庭を社会で支えるセーフティネットを整備します。

<現状・課題>

配偶者からの暴力(DV)は、被害者の生命や身体ばかりかその精神に危害を加える犯罪となる重大な人権侵害です。県におけるDV相談件数は、平成 18 年に1万件を超え今なお増加していますが、DVの被害者は多くの場合女性です。被害者の保護と自立支援のための取組が必要であり、県女性家庭センター(県配偶者暴力相談支援センター)や市町、県警察、関係機関等の連携により対策を推進するとともに、DVや性犯罪、ストーカー行為等の女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、予防教育・啓発活動等により、暴力を容認しない社会意識を醸成していかなければなりません。

県における児童虐待に関する相談件数も増加傾向にあり、主な虐待者は実母が約 62%と最も多く、 次いで実父が約 26%と虐待者の約9割が実父母となっています(H26 県調査)。児童虐待の問題に関す る県民の認識は高まっていますが、子どもの権利を擁護し、安全と安心を守るため、こども家庭センター を中心とした、なお一層の取組が必要です。

高齢者についても、平成 18 年の高齢者虐待防止法の施行以降、高齢者虐待に関する相談・通報は年々増加する傾向にあります。高齢者虐待の被虐待者は4分の3が女性であるのに対し、虐待者の6割は男性です(H25 県調査)。また、被虐待高齢者のうち、7割以上が要介護認定を受けており、そのうち67%の人に認知症が認められています。家族の小規模化や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、介護を地域の問題と捉え、地域ぐるみで要介護者を支える体制を整備するとともに、介護サービスのさらなる充実が求められています。

経済情勢の厳しさや労働環境・家族形態の多様化を背景として、非正規雇用労働者やひとり親が増加しており、貧困等生活上の困難に陥ることが危ぶまれます。特に女性は男性に比べ非正規雇用の割合が高く、またひとり親として子どもを養育する割合も高い実態にあります。全国のひとり親世帯の年間平均収入をみると、母子世帯は291万円、父子世帯は455万円となっており、児童のいる家庭の平均収入658万円のそれぞれ4割、7割にとどまっています(H22国調査)。ひとり親世帯の悩みも、「家計」の回答が父子世帯よりも母子世帯で比率が高く、こうした家庭を社会全体で支援するセーフティネットを整備する必要があります。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) DV対策の推進

- 県女性家庭センターをはじめとした、DVに関する相談体制を充実します。
- 県の一時保護所における支援の強化や一時保護委託施設の拡充など、一時保護の充実を図ります。

- ステップハウスや県・市町における公営住宅優先入居制度を促進し、DV被害者の自立を支援します。
- 民間支援団体と連携した被害者支援等の充実を図るとともに、支援者に対する専門研修等を実施します。また、DV防止ネットワーク会議の機能を強化し、関係機関の連携による取組を進めます。
- □ DV防止に向けた市町基本計画の策定、市町配偶者暴力相談支援センターや市町の庁内DV対策 連携会議等の設置を支援し、市町におけるDV対策を推進します。
- 県民への啓発を充実するとともに、若年層に対してDVについて考える機会を提供するため、中・高・大学等におけるDV防止に向けた教育・啓発を促進します。

(2) 児童虐待・認知症等高齢者虐待防止対策等の推進

- こども家庭センターの専門性を強化し、児童虐待防止対策の強化を進めます。
- 児童虐待の防止に向け、市町の要保護児童対策地域協議会をはじめ、警察、医療機関、健康福祉 事務所等、関係機関の連携体制を推進します。
- 地域包括支援センターを中心とした権利擁護事業の実施や、介護サービス従事者による虐待防止等の取組を総合的に推進するため、介護サービス従事者や高齢者総合相談担当者に対する研修を行うとともに、県民に対する高齢者虐待防止に関する啓発を行います。
- 介護者等による高齢者虐待の防止や介護者の負担の軽減を図るため、県民総合相談センターにおいて相談を受け付け、高齢者虐待の早期発見、予防を図るとともに、民生委員等による早期発見・見守りネットワークの構築を図ります。

(3) 貧困等支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの整備

- 支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの整備を推進します。
- ひとり親家庭を支援するため、母子等専門相談員による相談、医療費の助成や資金の貸付などの生活支援、家庭支援員の派遣などの養育支援、就業相談や就職講座等を実施します。
- □ ひとり親家庭の親の就業環境の向上につなげるために高等学校卒業程度認定を指導する等、親の 学び直しを支援します。

推進項目 11 多様な人々が安心して生活できる環境の整備

<推進方向>

高齢者や、障害者、外国人等のすべての人が安心して暮らし、元気に活動できる男女共同参画社会づくりを推進します。

<現状・課題>

女性は男性より平均的に長寿であり、65 歳以上のひとり暮らし高齢者に占める女性割合は7割(H22 国調査)を占め、高齢者が直面する問題は、女性の方が大きな影響を受けます。ひとり暮らし女性高齢者の生活の厳しさがうかがえる一方、男性高齢者は、地域社会との結びつきが弱いことなどが指摘されています。男女いずれもが、健康で生きがいを持ち自立した生活を送れるよう、社会参加しやすい環境の整備や、生活実態や意識等の違いに配慮したきめ細かな支援が必要です。

障害者の社会参加が進みつつありますが、障害者が安心して生活できるよう、さらなる福祉サービスや生活環境の充実を図る必要があります。また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指し、一層の取組が必要です。

また、県内には約 10 万人の外国人が暮らしておりますが、就業や就学、住居等の問題や、言葉や文化・生活習慣の違いから、職場や学校、地域における孤立等の困難を抱えることがあり、多言語による情報提供や相談体制を整備する必要があります。近年観光等を目的とした訪日外国人が増加していることも踏まえ、外国人への理解を深める教育を推進すべきです。

さらに、性同一性障害等を理由に困難な状況に置かれている人々について、人権侵害等が生じないよう教育や社会の理解を推進していくことや、高齢者や障害のある人、外国人であることに加えて、女性であること等により、更に複合的に困難な状況に置かれていることがあることに留意し、男女共同参画の視点から必要な取組を進めます。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

- (1) 高齢者、障害者、外国人等が安心して生活できる環境の整備
 - ★「ユニバーサル社会づくり総合指針」の下、5つの基本目標に基づいた各範囲にわたる取組を実施します。
 - ★ シルバー人材センター事業の効果的・広域的展開を図り、元気な高齢者の生きがいづくり、社会参画を促進するとともに、営業・PR活動等を行い、業務分野の拡大を図ります。
 - ★ 地域、企業、行政等が一体となって、認知症の人とその家族を支援する気運を醸成し、容態の変化 等に応じて切れ目なく支える地域づくりを推進します。
 - 高齢者が積極的に社会参画できるようなさまざまな学習会を充実します。また、高齢者がその豊かな 知識や経験、技能等を活用して、地域活動等に参加できるよう、意識啓発、仲間づくり、健康づくりの 推進などを行います。
 - 障害者と家族を一体的に支援するとともに、障害者が高齢になっても安心して快適に暮らせるしくみづくりを進めます。

- 障害者が、必要な支援を利用しながら持てる力を発揮し、自立した生活を実現していくため、地域の 相談支援体制を強化します。
- 障害者に対し、職業能力開発訓練や職業相談の実施、就業情報の提供などの就業支援を行うとともに、就業しやすい職場環境をつくるため、企業の取組を促進します。
- 障害者が働くための訓練を受ける障害福祉サービス事業所等の運営の支援に努めます。
- ★ 授産商品の販路拡大や高度化の指導やインターネットを活用した授産商品の販売拡大により、福祉的な支援を受けながら働き、社会参加を目指す福祉就労を支援します。
- ★ 聴覚障害者や視覚障害者等に対する意思疎通支援を行うとともに、障害者のスポーツ、芸術・文化 活動の支援を図るなど、障害者の社会参加を促進します。
- ★ グループホームの開設時の経費や利用にあたっての家賃の軽減を図るなど、障害者が地域生活へ 円滑に移行できるよう支援します。
- ★ 福祉のまちづくりアドバイザーが点検・助言を行う「チェック&アドバイス」制度の積極的な活用により、 施設のバリアフリー化を推進します。
- ★ 県民の意識面での国際化を進めるフォーラムを開催するなど、外国人県民との共生をめざす取組を 進めます。
- 外国人や外国人の親を持つ子どもが抱える雇用・就業、就学及び修学等に関する相談、情報提供を行います。
- ★ 多文化共生に係る人材や情報を一元化し、研修や交流などの機能を有するセンターを運営します。

(2) 性別に起因する困難のある人々への支援

- □ 性同一性障害等、性別に起因する困難のある人々について、人々の理解に努め、啓発活動の促進 に取組ます。
- □ 高齢者であること、障害があること、外国人であることに加え、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれていることがあることに留意し、男女共同参画の視点から、多様性を踏まえた人権教育を推進します。

重点目標5 次世代への継承

推進項目 12 若者の就労と出会いの支援

<推進方向>

若者が社会人・職業人として自立し、結婚・出産を含めた将来の生活に希望が持てるよう、就労環境の整備や若者同士の交流や仲間づくり、出会いの場づくりや正しい交際のあり方について啓発するなど、若者を社会全体で応援する環境を整備します。

<現状・課題>

男女共同参画社会を実現し、次代に継承していくためには、次代を担う若者が、自立して社会の一員としての責任を果たすとともに、個性と能力を発揮し、将来に希望を持てる社会を形成していかなければなりません。

新規高校卒業者・大学卒業者の就職率は、緩やかに回復傾向にあるものの、依然厳しい状況となっています。また、非正規労働者の割合が上昇しており、特に男女とも若者の非正規比率が高まっています。このような厳しい雇用環境の中で、若者が社会人・職業人として自立し、将来の生活に希望が持てるよう支援することが求められています。

県の25~34 歳未婚率は近年上昇を続けており、男性が55.5%、女性が46.6%となっています(H22 国調査)。生涯未婚率も上昇し未婚化が急速に進行しています。また、初婚年齢や第一子の出産年齢も上昇するなど、晩婚化・晩産化の傾向が高まっています。県民意識調査(H26)では、「独身でいる理由」として「いい相手が見つからない」が45.2%と最も高い一方、厚生労働省の「出生動向基本調査」によると、「いずれ結婚するつもり」と回答した人は、男性86.3%、女性89.4%となっており、条件が整えば結婚したいと考えている人も多く、本人の希望に応じ出会いや結婚を支援する環境づくりが大切です。一方、交際相手からの暴力(デートDV)の問題について考える機会を積極的に提供し、加害者や被害者とならないよう、正しい交際について理解を促す必要があります。

さらに、子どもや若者が気軽に立ち寄れる居場所や仲間づくりを推進することにより、人間関係や社会性を育むとともに、ひきこもりや不登校の問題を抱える若者や子ども、その家庭を支援するなど、子どもや若者を社会全体で応援する環境を整備することが求められています。

<mark><主な取組></mark>(■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載)

(1) 若者の就労と自立支援

- ■「社会の担い手」として意識を高め、社会で必要な力を身につけられる社会貢献活動への青少年の参加を促進するため、その活動実績を公的に認定する「ひょうご青少年社会貢献活動認定制度」を 推進します。
- 一人ひとりが主体的に職業選択を行えるよう望ましい職業観・勤労観を身につけることのできる教育を進め、職場体験やインターンシップなどの体験活動により、高い職業意識の育成を図ります。
- ★ 就職前の職業体験等の実施や県内企業への就職を希望する若者と企業のマッチング、面接研修を

行うなど、若者の就労促進に向けた支援を行います。

- ★ 若者が起業や再チャレンジしやすい仕組みを創設します。
- ★ 若者の地元企業への就職を促進するため、高校生を対象とした地元就職の意識の醸成等に取組ます。
- ★ 職業的自立に向け、個々の職業に必要な知識・技能・能力や態度を育てるため、組織的・系統的な キャリア教育を推進します。
- ★ 地域社会の一員としての自覚と態度を育むため、主体的に地域に参画する活動や、社会人・職業人としての基礎的な資質・能力を育成するため、就業体験を実施します。
- ★ 青少年の地域における多彩な体験活動を通じて、地域貢献の意識を高め、将来の地域づくりの核となる人材の育成に取組ます。
- ★ ものづくり大学校ものづくり体験館において、将来の進路を考える上で重要な時期となる中学生等に 対し、本格的なものづくり体験の機会と場を提供します。

(2) 若者の出会い、交流と仲間づくりの支援

- 若者が気軽に立ち寄り、人間関係や社会性を育むことができる居場所づくりを推進するため、「若者ゆうゆう広場」の活動を支援します。
- 子どもが自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力を育むため、「子どもの冒険ひろば」 の活動を支援します。
- 若年層に対してデートDVについて考える機会を提供するため、大学生等を対象とした講座の開催や、デートDV防止啓発パンフレット等による啓発を推進します。
- ★ 若者が結婚や子育てに希望を持ち、これらを含めた将来設計を描けるよう、ライフプラン教育を推進 します。
- ★ 社会全体で結婚を応援するための取組を行う「ひょうご出会いサポートセンター」を拠点として、「ひょうご出会いサポート東京センター」の運営、はばタン会員数の拡大、出会いイベント事業の推進等、 事業の機能強化を図り、結婚を希望する男女の出会いを支援します。

(3) ひきこもり等の問題を抱える若者への支援

- スクールカウンセラーの拠点校配置や、専門的・多面的な支援を行う学校支援チームを派遣することにより、子どもたちのこころの相談支援体制を整備します。
- ひきこもり、不登校などの問題を抱える青少年及び家庭を支援するため、関係機関が連携した取組を推進します。

推進項目 13 多様な選択を可能にする教育・学習

<推進方向>

次代を担う子どもたちが人権の尊重や男女共同参画への理解を深め、長期的展望に立って将来設計を行えるような教育を推進し、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう育成します。

く現状・課題>

将来にわたって男女共同参画社会を維持していくためには、次代を担う世代が、幼少期から人権の 尊重や男女共同参画についての理解を深め、思いやりと自立の意識を育みながら、将来を見通した自 己形成ができるよう、教育・学習の機会を充実する必要があります。

これまでの固定的な性別役割分担意識にとらわれず、幅広く啓発を図ることとあわせて、幼少時期から家庭や学校、地域において多様な経験を積むことも、社会全体の意識変革に寄与するものと考えられます。そのために、学校教育の現場では、人権の尊重や男女平等を含めた男女共同参画の教育・学習の内容を充実するとともに、指導を効果的なものとするため、教職員向けの研修等の取組を推進し、教職員が男女共同参画について理解を深める必要があります。なお、学校現場における指導的地位に占める女性割合は、小学校教頭以上では15.2%、中学校教頭以上では6.9%、高等学校教頭以上では7.9%と低い水準に止まっており(H26 県調査)、学校自体が、男女共同参画を率先して推進し女性が活躍する職場となるよう、積極的に女性登用を推進する必要があります。

子どもたちの将来を豊かなものにするため、多様な可能性から自らの進路を選択できるよう、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるように指導することが求められます。男女別の大学入学者のうち、理工学専攻者は、男性は10.6%を占めますが、女性は2.6%に止まり(H26 県調査)、男女の専攻分野に偏りがみられます。女性研究者の割合も、諸外国に比べ低い水準にあります。今後、多様な視点や発想を取り入れることにより科学技術・学術活動を活性化し、一層の振興を果たすためには、これらの分野での女性の活躍が不可欠です。女性研究者や技術者の増加に向け、女子学生に対し理工系への関心・理解を深める取組が必要です。

<主な取組 (■:継続、□:新規、★:地域創生戦略に記載) </p>

(1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- 男女の平等や人権の尊重について適切に指導し、子どもたちの個性や能力を生かす教育を進めます。
- 親や中高生を対象とした子育ての体験プログラムである「新ひょうご親学習プログラム」の普及啓発を 進めます。
- 女性の教職員が学校運営についてのさまざまな職務を担当し、多様な経験を積むことができるよう能力開発の機会の充実に努めるとともに、小・中・高・特別支援学校の管理職への女性登用の促進に努めます。
- 児童生徒の発達段階に応じて、DV防止に向けた教育を推進します。
- 生涯学習情報プラザ等において、学習相談や各種の生涯学習に関する情報提供等を行います。

- 学校長をはじめとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、教育委員会で男女共同参画に関する研修を実施します。
- 各学校において、男女共同参画のための職場研修を行い、教職員の意識啓発を図るとともに、セクシュアル・ハラスメント等に関する苦情・相談への体制整備に努めます。
- 児童生徒に基本的な生活習慣や規範意識、自尊感情などを養うため、兵庫版道徳教育副読本を活用した道徳教育を推進します。
- ★ 子どもたちの発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を推進するとともに、伝統文化活動を学習する機会の充実を図り、地域の人々等との関わりを通したふるさと意識の醸成を図ります。
- ★ 家庭・地域との連携の下、学校の教育活動全体を通じた道徳教育、一人ひとりの人権が尊重される 環境づくりを推進します。
- ★ 児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応・早期解決、相談体制の充実を図り、子どもたちが安心して学べる環境の実現を目指します。

(2) 多様な選択を可能にする進路指導の推進

- 児童生徒が固定的な考え方にとらわれることなく、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう、それぞれの発達段階に応じて適切に指導します。
- 女子学生・生徒の理工系分野への関心・理解を高めるため、女性研究者等のロールモデルの活躍 事例や情報提供等を行います。

計画の推進

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、 推進体制を強化し、適切に進行管理するとともに、様々な機関等との連携を強化することにより、協働 の取組を進めます。

(1) 推進体制の強化

ア 推進体制の整備

- 本計画を着実に推進するため、知事を本部長、関係部長等を構成員とした「男女共同参画推 進本部」を設置し、計画に基づく施策の推進及び進行管理を行います。
- 県立男女共同参画センターを男女共同参画推進の拠点施設として、人材育成、ネットワーク づくり、相談、情報の収集・発信、調査研究、普及啓発等の取組を実施します。
- ひょうご女性の活躍推進会議を中心として「女性活躍推進法」に基づき、社会の気運醸成、 職場等における意識改革や女性登用の促進に向けた取組を実施します。
- 県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう、「男女共同参画兵庫県率先行動計画 ひょうごアクション8 」を策定し、各所属に「庁内男女共同参画推進員」を設置するなど、様々な取組を実施します。

イ 適切な進行管理とフォローアップ

- 男女共同参画社会づくり条例第22条に基づき、男女共同参画施策の実施状況に係る年次報告を 作成し、公表します。
- 本計画に関することを含め、県における男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査・審議する「男女共同参画審議会」を運営します。
- 県民から、県が実施する施策について男女共同参画の視点から申出があった場合は、申出処理 委員が迅速かつ適切に対応します。

(2) 市町との連携強化

■ 市町との連携により、男女共同参画計画の策定や男女共同参画センターの設置を通じ、地域における男女共同参画社会づくりを推進します。

(3) 多様な関係機関との協働の推進

■「ひょうご仕事と生活センター」や、国、地域団体・NPO、企業・職域団体等、様々な機関と連携の 強化を図るとともに、それぞれの活動を支援し、協働の取組を進めます。